

大桑村教育委員会生涯学習係公式SNS運用方針

1. 趣旨

この方針は、民間企業が提供するSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用したさまざまな情報発信を目的とし、生涯学習係が開設する公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2. SNSの定義

Facebook、X(旧ツイッター)、LINE、Instagram などインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3. 運営主体および管理者

- (1)公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、公式SNS運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。
- (2)運用管理者は、教育次長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
 - ①公式SNSのID・パスワード管理に関すること
 - ②公式SNS全体の構成及び調整に関すること
 - ③公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - ④その他、公式SNSの運用に関すること

4. アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式SNS名及びアカウントを村ホームページ上に明示する。

5. 情報発信の内容

SNSを活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- (1)行政情報
- (2)生涯学習係が主催・共催するイベント情報
- (3)生涯学習係が管理する施設に関する情報
- (4)前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

6. 運用方法

- (1)投稿者は、運営管理者が認めた者とする。
- (2)原則、コメント等に回答はしない。意見や要望は、村ホームページのメールフォーム等で受け付ける。
- (3)運用管理者は、禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。

(4)生涯学習係は以下のアカウントについてフォロー及びそれらアカウントの投稿をリポストすることができるものとする。

- ・教育関係団体が運営する公式アカウント
- ・その他、広告事業、官公庁等による情報発信事業等に関わりがあるアカウント

7. 禁止事項

下記の事項に該当する投稿及びコメント等を禁止する。該当する場合、予告無くこれを削除及びアカウントのブロックをすることができる。

- (1)法律、法令等に違反する内容または違反するおそれがある内容
- (2)特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3)政治、宗教活動を目的とするもの
- (4)著作権、商標権、肖像権など村または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5)人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (6)公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (7)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (8)本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- (9)有害なプログラム等に誘導するもの
- (10)わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (11)SNSの利用規約に反する内容
- (12)その他、運用管理者が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8. 著作権

公式SNS掲載情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は生涯学習係または正当な権利を有する者に帰属する。利用者は、私的利用のための複製や引用など著作権上認められた行為のほか、公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載等を除き、無断で複製・転載することはできない。

9. ホームページとのリンク

公式SNSに記載するリンクのリンク先は、村ホームページ内のみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りではない。

10. 運用の停止または終了

生涯学習係は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式SNSの運用を停止することができる

11. 免責事項

- (1)生涯学習係は利用者が公式SNS掲載情報を利用または信用したことにより利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2)生涯学習係は利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3)前2号に掲げるもののほか、生涯学習係は公式SNS掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (4)生涯学習係は、予告なく公式SNS運用方針の変更、運用方法の見直しまたは運用を中止する場合がある。
- (5)大桑村をより身近に感じてもらうため、情報を一部口語体等くだけた表現で配信する場合がある。

12. その他

この方針のほか、公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

13. 適用

この運用方針は、令和7年4月1日から適用する。